

東京都北区立田端中学校

新築基本構想・基本計画

平成27年11月

北区教育委員会

目次

1. 施設整備に関する状況	1
1-1 統合の経緯	1
1-2 統合2校の沿革	1
1-3 田端中学校の通学区域	2
1-4 生徒数の推計	3
1-5 計画地周辺の状況	4
2. 計画敷地の条件	5
2-1 敷地の現況	5
2-2 敷地の法規制等の条件	5
2-3 現況配置図	7
3. 施設構想	10
3-1 整備コンセプト	10
3-2 整備方針	11
4. 施設計画	13
4-1 施設構成の考え方	13
4-2 施設ブロックの構成	13
4-3 高層化への配慮	16
4-4 施設規模	17

1. 施設整備に関する状況

1-1 統合の経緯

北区では、児童・生徒の良好な教育環境を確保するため、「東京都北区立学校適正規模等審議会第二次答申」（平成14年11月）に基づき、教育環境の整備、学校の適正配置、新しい学校づくりについての協議を行うため、平成15年度から16年度にかけて、町会・自治会関係者、PTA関係者、学校長で構成される「北区教育環境整備協議会」を区内7ブロック8地区で開催した。

このうち方針が確定しなかった5地区について、その後、平成17年12月、「北区学校適正配置計画（案）」を策定し、各地区において説明会を行ったのち、町会・自治会及び学校の関係者による検討会を実施した。滝野川地区においては、第2回検討会（平成18年2月14日開催）で下記のとおり結論がまとまった。

【滝野川南地区適正配置計画】

- 1 田端中と新町中は平成20年4月に統合し、統合校は当面現在の田端中の位置に配置する。
- 2 統合中学校の配置については適切な時期に、小学校・中学校の位置の中から最適な場所を検討する。

平成19年10月には、北区教育委員会で第六次（平成20年度）適正配置方針及び統合校の校名案を「田端中学校」とすることを決定した。平成19年12月に北区議会において学校設置条例の一部改正が議決され、平成20年4月、統合校は「田端中学校」として、当面統合前の田端中学校の位置に配置された。

平成25年7月には、田端中学校の配置を協議するため、通学区域の町会・自治会関係者、小中学校PTA、学校長で構成する「田端中学校配置検討協議会」が設置され、田端中学校は今後改築する際に、当時の滝野川第七小学校（平成26年4月から閉校施設）の位置に配置する方針が示され、この方針を受け、北区教育委員会は東京都北区立学校第八次適正配置方針を決定した。

1-2 統合2校の沿革

<田端中学校>

昭和22年 開校
36年 新校舎建設
39年 プール建設
56年 屋内運動場建設
61年 校舎改修
平成11年 耐震補強工事

<新町中学校>

昭和31年 開校
41年 新校舎建設
44年 プール建設
53年 屋内運動場建設
平成 5年 校舎改修

<田端中学校>

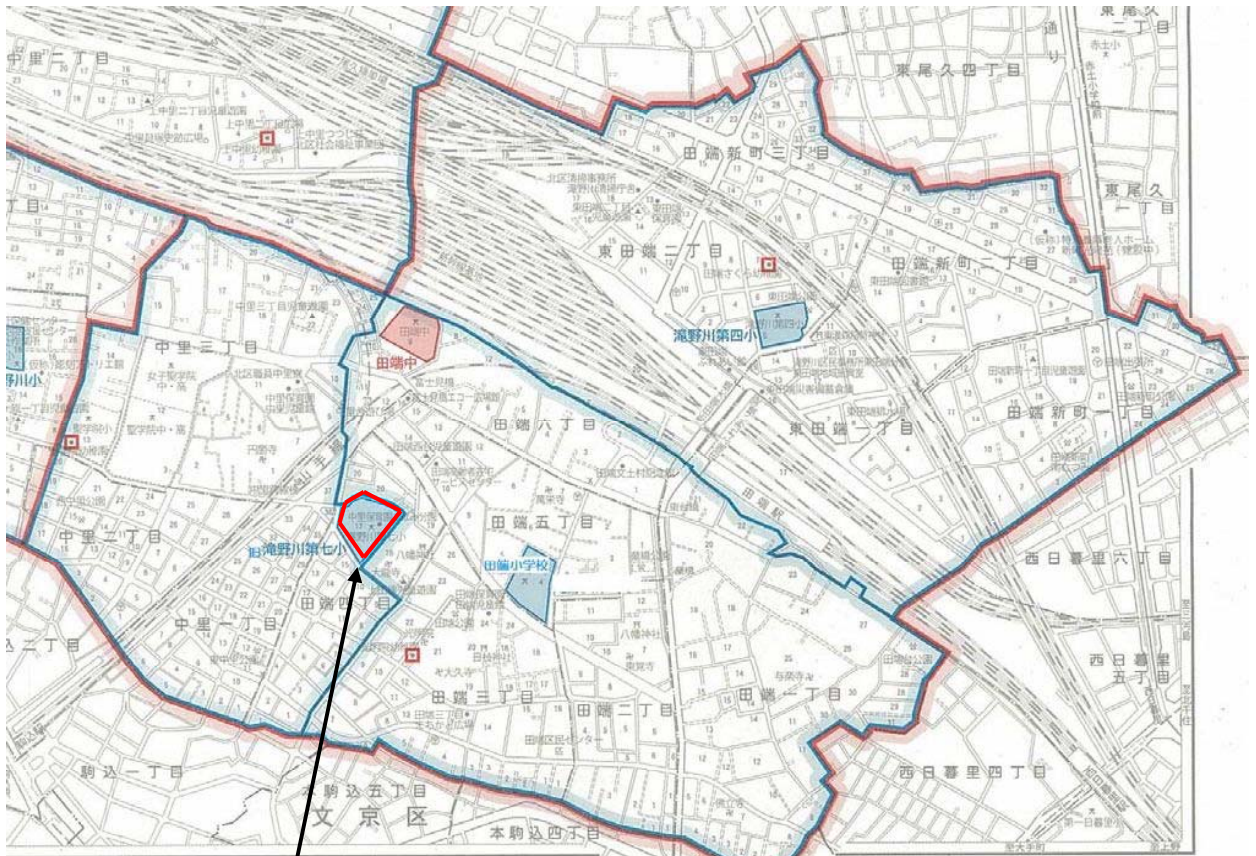
平成20年4月 統合前の田端中学校の位置に開校

1-3 田端中学校の通学区域

田端中学校の通学区域は以下の区域である。（平成27年4月1日現在）

- 田端一丁目～六丁目（全域）
- 中里一丁目（全域）
- 中里二丁目1番～17番
 - 18番1号～3号、9号～12号
 - 19番1号～3号、10号～14号
 - 20番1号～4号、12号～17号
 - 21番～28番
- 中里三丁目（全域）
- 田端新町一丁目～三丁目（全域）
- 東田端一丁目～二丁目（全域）

(図1-3) 田端中学校通学区域図



田端中学校新校舎建設予定地
(旧滝野川第七小学校)
田端4-17-1

1-4 生徒数の推計

建設する新校舎の規模、教室数等を計画するため、田端中学校の生徒数を推計する。

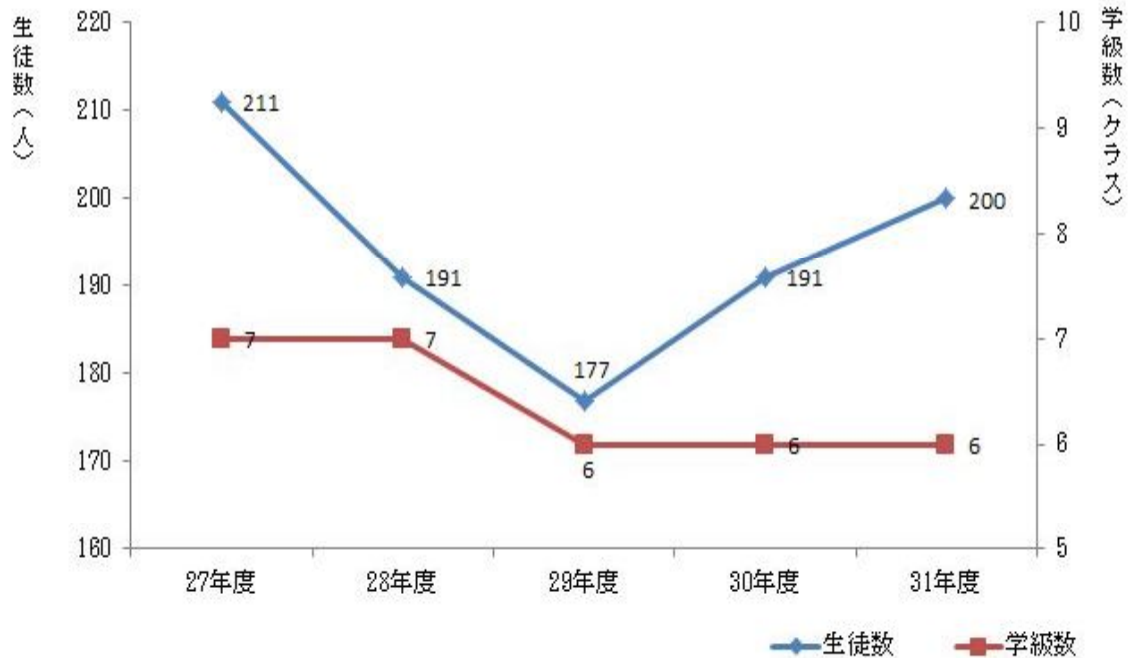
② 生徒数及び学級数推計

	平成27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
中学1年	53	2	51	2	70	2	69	2	61	2
中学2年	83	3	55	2	51	2	70	2	69	2
中学3年	75	2	85	3	56	2	52	2	70	2
計	211	7	191	7	177	6	191	6	200	6
特別支援学級	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総計	211	7	191	7	177	6	191	6	200	6

※平成27年度の数值は5月1日現在の実数。

平成28年度以降は平成27年度東京都教育人口推計による。

田端中学校生徒数・学級数推計

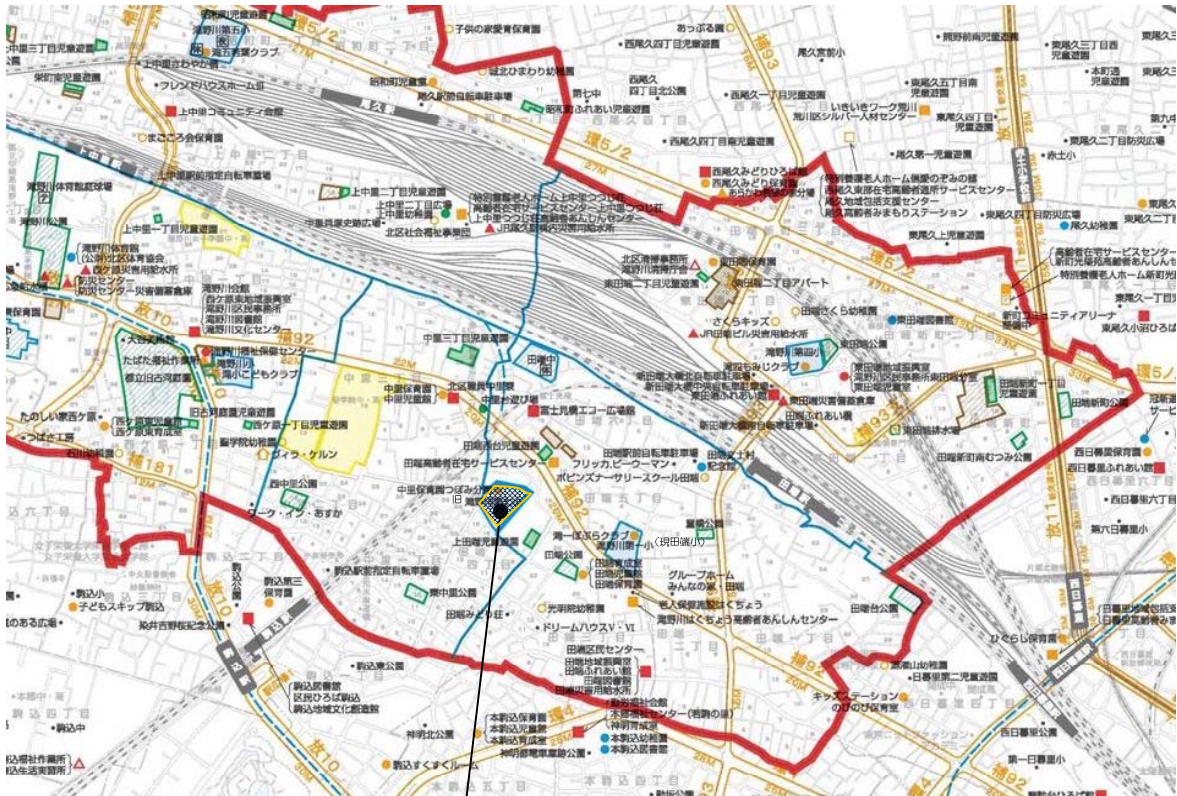


1-5 計画地周辺の状況

建設予定地は、JR田端駅より約0.9km、JR駒込駅及び東京メトロ駒込駅より約0.6kmのところ

に位置している。建設予定地周辺は、閑静な住宅地であり、近くには寺社が建立している。

計画地周辺は、大正から昭和にかけて、芥川龍之介、室生犀星、萩原朔太郎など近代文学を代表する文士や、陶芸家板谷波山、洋画家・歌人小杉放庵など多くの芸術家たちが集まり、日本のモンマルトルとも呼ばれていた。



田端中学校建設予定地
(旧滝野川第七小学校)

<凡例>

●	区役所 区民事務所 保健所	■	特別養護老人ホーム 高齢在宅サービスセンター	●	区立幼稚園 教育相談所 図書館 文化センター 地区体育館
■	地域振興室 ふれあい館 区民センター	▲	障害者福祉センター		
▲	備蓄倉庫 災害用給水所	■	児童遊園		
●	区立保育園 児童館 学童クラブ	■	公園緑地	■	その他の学校
○	私立保育園 私立幼稚園	■	小学校	■	都営住宅
		■	中学校	■	機構・公社住宅
		—	小学校通学区域		

2 計画敷地の条件

2-1 敷地の現況

<隣地状況> 北東側は擁壁（幅57m、最大高さ8m程度）があり、擁壁上部には一般住宅がある。南東側は寺社が接している。南西側及び北西側は道路（区道北62号線）と接している。

<擁壁>

- ①東京都より急傾斜地危険箇所として指定されている。
- ②擁壁は、60年～80年以上経過していると推定される。平成25年度に区が実施した目視点検による調査では、「現状では常時において安全性を保っている」と判断できるとの結果がでている。

<接道状況> 南西側及び北西側は幅員約6m（一部6m未満）の道路である。

<土地形状> 南北に約80m、東西に約120mの台形型の土地である。

<交通状況> JR田端駅より約0.9km、JR駒込駅及び東京メトロ駒込駅より約0.6kmの位置にあり、通学距離は最大約1.5km程度である。

<その他> 建設予定地の一部は、周知の埋蔵文化財包蔵地である。

2-2 敷地の法規制等の条件

（1）敷地の状況

- ① 住居表示：東京都北区田端四丁目17番1号
- ② 敷地面積：7,218.95㎡
- ③ 土地所有：北区
- ④ 道路幅員：南西側・北西側約6m（一部6m未満）
- ⑤ 都市設備：排水 公共下水道供用区域
電力 PPS（特定規模電気業者）
ガス 東京ガス

（2）用途地域・地区等

- ① 用途地域：第一種住居地域
- ② 建ぺい率／容積率：60％／300％
- ③ 防火地域：準防火地域
- ④ 高度地区：第3種
- ⑤ 日影規制（高さ10mを越える建築物を対象とする）：
測定面 高さ 4m
日影規制値 5mライン規制値 4時間以上、10mライン規制値 2.5時間以上

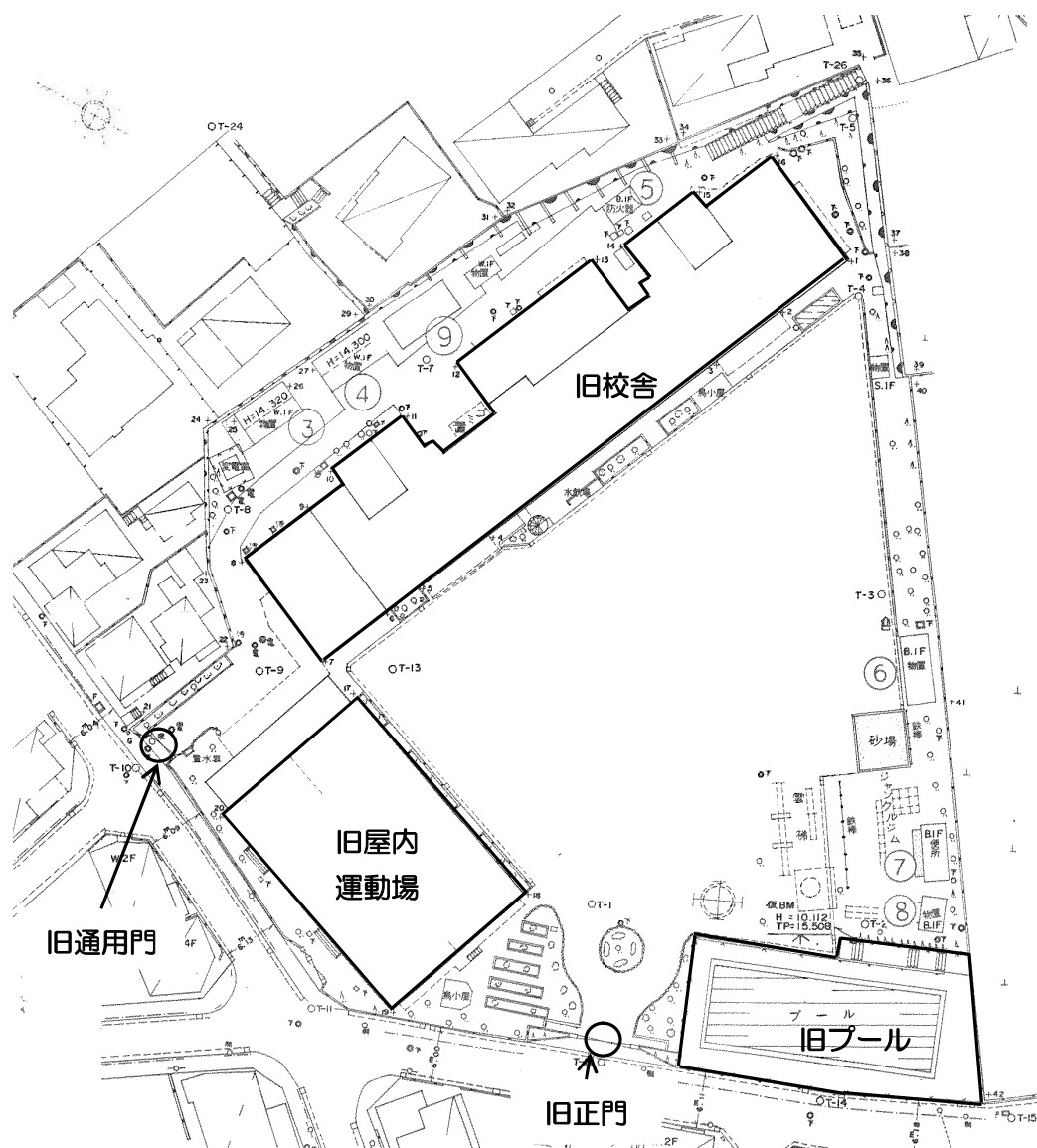
(3) 北区の関係条例・規則・指導要綱等

- 東京都北区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例
- 東京都北区景観づくり条例
- 東京都北区文化財保護条例
- 東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例
 - 東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則
 - 東京都北区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準
 - 東京都北区事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置基準
 - 集合住宅等の建設における資源保管場所の設置等に関する指導要綱
- 東京都北区みどりの条例
 - 東京都北区みどりの条例施行規則
- 東京都北区プールに関する条例
- 北区居住環境整備指導要綱
- 東京都北区建築物の解体工事計画の事前周知に関する指導要綱
- 雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱
- 北区の共同住宅等に関する福祉のまちづくり整備要綱・整備基準
- 東京都北区水道法施行細則（専用水道の布設工事の確認申請）
- 東京都北区食品衛生法施行細則（営業許可申請）
- 東京都北区健康増進法施行細則（給食開始届）
- 東京都北区建築基準法施行細則

(4) その他関連する条例等

- 東京都駐車場設置条例
- 東京都福祉のまちづくり条例
- 東京都建築物バリアフリー条例
- 東京都建築安全条例
- 東京都における自然の保護と回復に関する条例
- 東京都文化財保護条例
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

2-3 現況配置図



①旧通用門



②旧通用門から南西側



③旧校舎南西側より旧正門



④旧正門



⑤旧正門から南側



⑥敷地と隣地との境



⑦旧校庭から旧校舎



⑧旧校庭東側



⑨北東側擁壁



⑩北側擁壁沿いの階段から



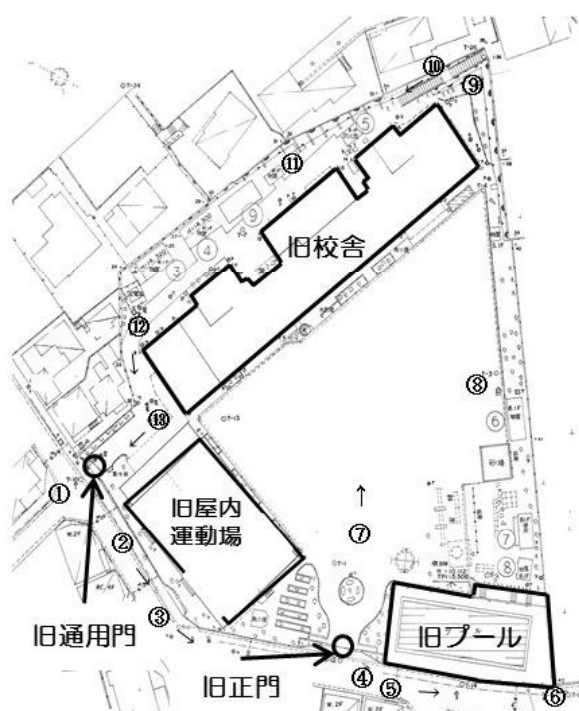
⑪北側擁壁



⑫旧体育館を望む



⑬敷地から旧通用門



3 施設構想

田端中学校の新校舎建設予定地は、今なおその名が広く語り継がれる田端文士村に代表される文化の薫り高い田端の地に位置している。

決して広くはない新たな校地ではあるが、知徳体のバランスのとれた教育を展開するに相応しい教育環境を整備するため、校舎を高層化し、運動場に代表されるオープンスペースをできる限り広く確保する施設整備を行うものとする。

3-1 整備コンセプト

《整備コンセプト》

「文化と人をつくる学校」

田端は大正末期から昭和にかけて、芥川龍之介や室生犀星、萩原朔太郎など多くの文士が集まり暮らした「文士村」として、全国的にもその名が語られる文化の薫り高いまちです。

まだ若かった頃の彼らは、そのエネルギー溢れる創作活動で、これから世に出ようと、お互いを刺激しながら切磋琢磨していたそうです。

彼らの活動は、彼らを囲む多くの田端の地に住む方々に支えられ、また田端の地が後世に残る作品の誕生を大きく後押ししました。

このように全国に誇れ、歴史に連綿と残された人々による文化の育みを、大切に継承していくとともに、新たな田端の魅力を創造できる逞しい人材を育てあげていきたい。

そのような思いを込めて、新校舎の整備コンセプトを「文化と人をつくる学校」としました。

【整備方針イメージ】



3-2 整備方針

1. 田端の未来 ～次代を担う人を育てる学校づくり～

田端中学校のある田端は、「田端文士村」に代表されるよう区内でも文化の薫り高い歴史に刻まれたまちです。

この連綿と引き継がれた貴重な資産を継承し、未来の田端を田端らしく発展させることのできる、自ら学び、考え、行動する力を持つ次代を担える人を育てる学校づくりを進めます。

■確かな学力を身につける空間づくり

学習の中心となる普通教室は、生徒・教職員の利便性を考慮し、校舎の中心に配置する。また、特別教室は上階を中心に集約配置して落ち着いた学習環境を確保する。新世代型学習空間は、普通教室と連携してきめ細かい教科指導に対応できるようにする。

■豊かな心を育む空間づくり

読書活動を支援するため、図書室は生徒が利用しやすい位置とする。また、校舎の中心を縦に貫く階段は、ゆったりとしたスペースとして整備することで交流、出会いのスペースとしても利用できるようにする。

■健やかな体を育てる空間づくり

同校の念願であった生徒が思い切って体育や部活動等ができるよう、運動場をできる限り広く確保するとともに、1年を通じて良好な状態で運動等ができるよう運動場には人工芝を、体育館には空調設備を導入する。

■田端中学校の歴史を感じる空間づくり

学校統合を中心とした校歴を後世に確かに継承するとともに、田端中学校のアイデンティティを誰もが身近に気軽に感じられるよう、メモリアルラウンジ（校歴資料室）を整備する。

2. あたたかみのある環境 ～人と環境を大切に作る学校づくり～

武蔵野台地の縁辺部に立地した田端中学校は、起伏による坂道や崖線による視線の変化がある都心部にありながら閑静な住宅地に囲まれた穏やかな環境に囲まれています。

学校が生徒にとって、学習空間であると同時に生活空間であることから、学習に集中できる居心地の良い快適な空間となるよう施設整備を進めます。

あわせて、学校が地域の中で象徴的な公共施設となっていることから、周辺環境に調和するとともに、一方であらたな環境価値を創造できる学校づくりを進めます。

■居心地の良い快適な空間づくり

ランチルームを給食時以外に学年集会等の多目的利用や、地域開放用として積極的に利用されるよう「コミュニティルーム」として整備する。また、体育館屋上を教室に身

近で気軽に利用できるふれあいの場として整備する。

■環境学習の拠点としての施設づくり

沿道の公開緑地をはじめ、体育館屋上、北東側擁壁面等に積極的に緑化を図り、視覚的なみどりの広がりを意識した整備を進める。また、太陽光発電等の新エネルギー・省エネルギー機器等を採用し、地域の環境学習の拠点とする。

■地域環境と調和する施設づくり

新校舎は建設地周辺にあってはこれまでにない規模の建築物となることから、できる限り地域環境と調和した施設とする。あわせて、校舎は優れたデザインの外観とするなど、地域の新たな環境価値を創造する施設となるよう努める。

また、近隣住居への日影や砂埃等の生活環境への影響に十分配慮した施設計画とする。そのため、運動場には人工芝を採用するとともに、公開空地の整備等により学校敷地に面した近隣の環境を高めるよう外構を整備とする。

3. 地域とのふれあい ～ふれあいを深め広げる学校づくり～

学校は学校教育の場であるとともに、地域住民のさまざまなコミュニティを縁にした活動の拠点の一つとなっており、生涯スポーツや健康づくり、災害時の避難所としての防災面など多種多様な役割が期待されています。

その中でも、誰もが、世代を超え、生涯を通じた学びのつながりを創造する「教育循環型社会」をめざす北区にあっては、その舞台となるような、地域とのふれあいを基軸にした学校づくりを進めます。

■積極的な地域開放による地域の活動の場づくり

積極的に地域に施設開放ができるよう、利用頻度が高い諸室を低層が中心となる体育館棟と、エレベータによりアクセスできる校舎棟の上階にまとめて配置する。

地域の身近なスポーツの場として一層の開放を推進するため、体育館を改築に合わせて地区体育館化し、その規模を拡充して整備する。

■災害に備えた一層強化した防災拠点づくり

地域の防災拠点として、非常用発電機や防災備蓄倉庫、防災資機材倉庫等を整備する。避難所の中心的機能を果たす体育館は、より多くの避難者を収容する規模とするとともに、避難生活の助けともなる空調設備を導入する。

4 施設計画

施設計画は「北区立小・中学校整備方針（平成25年3月）」ならびに「北区立田端中学校新築概要（平成26年10月）」を基本的な考え方とする。

田端中学校の整備にあたり、各施設構成において、特に配慮すべきと考える点について以下に示す。

4-1 施設構成の考え方

敷地は、他の改築校と比較して狭く、変形した敷地でありながらも有効的に広い敷地を確保するため、特別教室の共用などの工夫によるコンパクトな高層校舎と体育館の2つの整形なブロックを敷地の形状に合わせて配置した。

建物は、南西側に計画し、敷地内に日影を落とす計画とすることで、近隣への日影を考慮している。



4-2 施設ブロックの構成

(1) 普通教室ブロック

① 普通教室

普通教室は、2階昇降口から移動距離が短くなるよう、3～5階の各フロアに1学年ずつ配置する。すべての教室に対し南側からの採光を確保することで、明るく居心地の良い学習空間とする。

さらに、南側に奥行きのあるバルコニーを設けることで、クラス間交流や学年のまと

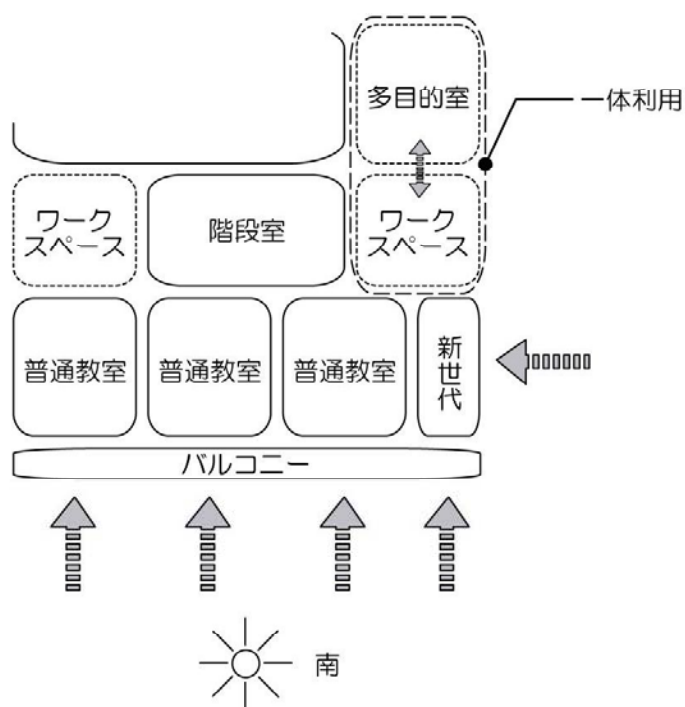
まりを促す場としていく。

②多目的室

多目的室は生徒数・学級数の増加に対応できるよう、普通教室としての利用可能なスペースとして確保する。普通教室として使用しない場合には、ワークスペースと一体的に利用できるオープンスペースとして計画する。

③新世代型学習空間

少人数指導や習熟度別学習等の多様な教科指導に対応できるよう、普通教室と近接して計画し、二面採光とすることで明るく居心地のよい空間とする。



【1フロア1学年のまとまりのある普通教室ブロック】

(2)特別教室ブロック

- ・授業時間が多く利用頻度の高い理科室及び音楽室を普通教室ブロックに近い6階に、理科室、音楽室と比較して利用頻度の低い美術室及び技術室は7階に計画する。
- ・家庭科室は、比較的地域開放利用が多いため、利便性に配慮してそのほかの地域開放諸室がまとまる1階に配置する。
- ・図書室は、2階の昇降口へ近接した位置に計画することで、生徒が下校時等に立ち寄りやすい計画としている。

(3)体育施設ブロック

①体育館

生徒の日常導線を考慮して2階に計画する。地区体育館として規模を拡充する。また、

通年で快適に利用できるよう空調設備を整備する。体育館を地域開放する際の更衣室及びトイレは1階に設ける。さらに、災害時の避難所として計画する。

②武道場

学年集会の開催など小ホールや多目的スペースとしての利用も考慮したスペースとして確保する。また、地域開放も考慮して1階に計画する。

③グラウンド

水はけのよさによる利便性や近隣への砂埃等の配慮により人工芝を計画する。

(4)管理諸室ブロック

①管理部門

職員室などの管理諸室は、教師の目が生徒に行き届くともに、生徒が立ち寄りやすい昇降口に近接した位置に計画し、同時に防犯性及び安全性に配慮してグラウンドが見渡せる東側に計画する。

②保健室部門

グラウンドとの連携を考慮して校舎棟1階のグラウンド側に計画する。

(5)給食室ブロック

①給食室

給食室は、食材等の運搬車両の利便性に配慮し、道路側に配置する。

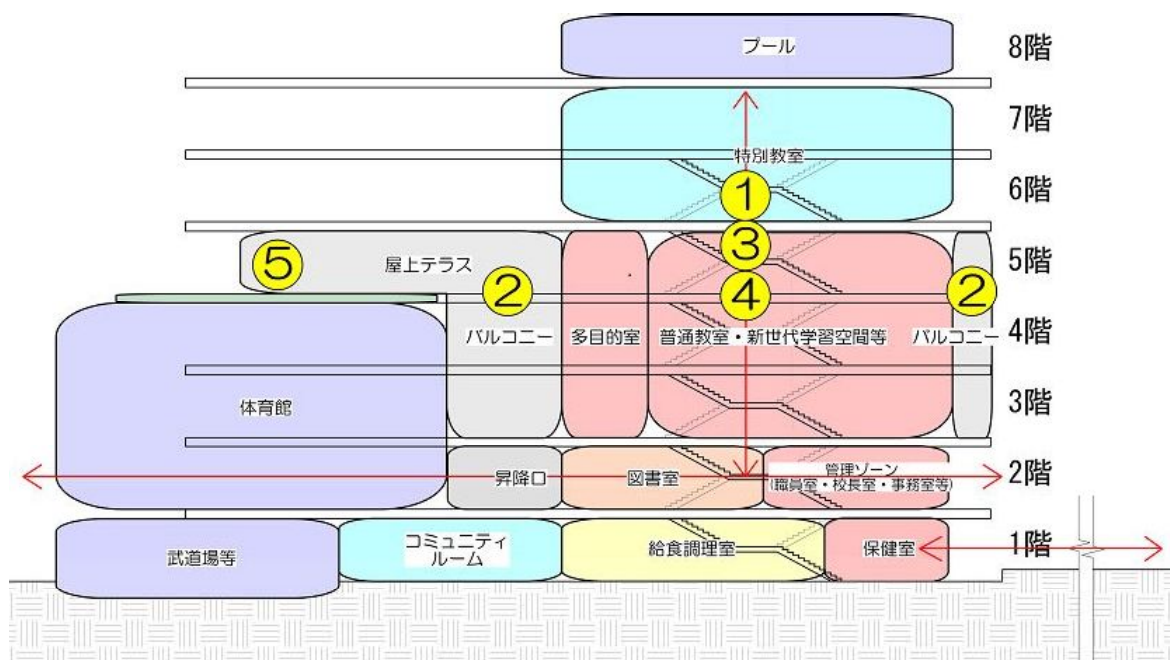
②配膳室

給食を安全に運搬・保管するため、各階の普通教室に近接した位置に配膳室を配置する。

(6)その他

- ・コミュニティルームは、ランチルームとしての利用を中心としながら、それ以外の時間には、地域開放を含めた多目的な利用ができるよう1階のピロティに面して計画する。
- ・災害時の防災・避難拠点としての機能が十分発揮できるよう非常用発電機、防災備蓄倉庫、防災資機材倉庫等を設置する。
- ・各諸室に関しては、スペースの大きさや設備を工夫し、用途や目的に応じて使い分けできるようにする。
- ・エレベータの設置やユニバーサルデザインの採用をはじめ、校舎内をバリアフリー化する。

4-3 高層化への配慮



- ①階段による上下階のつながり、ゆるやかな2方向の階段（避難階段）によって、上下の移動を容易とする。また、ゆったりとしたスペースとすることで、交流、出会いのスペースとして利用できるようにする。
- ②外部となるバルコニーには、生徒の安全性を考慮して落下防止用に手摺及びネットフェンスを設置する計画とする。
- ③生徒の移動をコンパクトにするため、昇降口を2階に配置し、避難時の安全性を考慮して普通教室を3～5階に配置する。また利用頻度に着目した特別教室の配置を6，7階（家庭科室のみ1階）へ計画する。
- ④エレベータは、職員及び地域開放利用者、車椅子利用者の移動用として計画する。13人乗りで1機とするが、速度は高層校舎であり、利用頻度が高いことが想定されるため、一般的な学校用途で使用されるものより速いものを導入する。
- ⑤体育館屋上テラスを生徒が身近で気軽に利用できる運動場、憩いの場として整備し、合わせて緑化も行う。

4-4 施設構成及び規模

現時点での学校規模と、1-4の生徒数の推計で示された生徒数及び学級数より施設規模を計画した。整備する施設内容及び規模は次の通りである。

種類	教室・スペース	部屋数	面積 (㎡)
普通教室	普通教室 (3教室/学年×3学年)	9	642
	新世代型学習空間(各学年1教室)	3	108
特別教室	第一理科室・準備室	1	209
	第二理科室	1	93
	音楽室・準備室	1	216
	美術室・準備室	1	366
	技術室・準備室	1	
	家庭科室・準備室	1	190
	図書室	1	176
	多目的室(各学年1教室)	3	214
	和室	1	91
	コミュニティルーム(ランチルーム)	1	145
校務	職員室・事務室	2	222
	印刷室	1	
	校長室	1	43
	主事室	1	30
	教職員更衣室	1	33
	倉庫(教材室)	3	197
	大会議室	1	0
	小会議室	1	34
	教職員トイレ	1	15
保健室	保健室	1	70
	カウンセリング室・相談室	1	
特別支援教室	特別支援教室	3	44
給食	調理室等	1	295
	配膳室	調理室階を 除く各階	102
その他	生徒会室	1	28
	教育相談室・進路指導室	1	27
	生徒用更衣室	1	72
	PTA室	1	23
	放送室	1	19

体育館 屋外空間	体育館	1	989
	武道場	1	288
	プール関係諸室	1	88
開放諸室	地域開放室	1	76
共用	昇降口	1	142
	メモリアルラウンジ	1	23
併設	防災備蓄倉庫	1	22
	防災資機材倉庫	1	25

※地域に開放する諸室は、コミュニティルーム（ランチルーム）、体育館、武道場、地域開放室、一部の特別教室を計画している。

北区立田端中学校
新築基本構想・基本計画

刊行物登録番号
27-1-074

平成27年11月発行

発行 東京都北区教育委員会事務局 学校改築施設管理課
東京都北区滝野川2-52-10
電話：03(3908)9268